



ほしい駐在所だよ

令和5年1月号

野焼きについて(軽く考えないで! 違法の可能性もあります…)

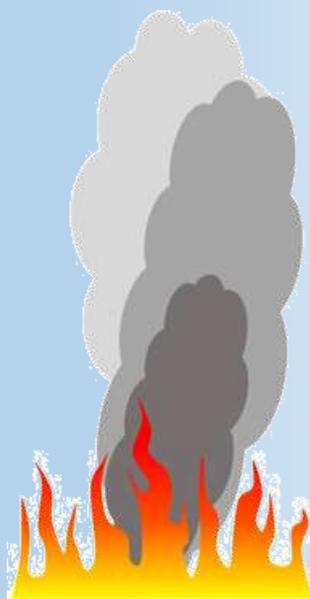
住宅の庭などでゴミを燃やす行為は、いわゆる「野焼き」に該当し、違法となる可能性が高く、野焼きは、公益上やむを得ない廃棄物の焼却など、ごく一部の例外を除き、原則禁止されています。

昨年1月から11月までの間、田川署管内において認知した野焼きについて、違法な野焼きに該当すると判断し、当事者に警告等を行った事案は55件(構駐在所管内では3件)ありました。

違法な野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二」の違反に該当し、「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と罰則が定められており、非常に重い罪となりますので、安易なゴミの焼却はやめましょう。

また、空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。野焼きの火が建物等に延焼した場合、被害は甚大なものになりますので野焼きは絶対にやめましょう。

林野火災に発展し、消防が出動する事態になった事例もあります! 自分だけは大丈夫などの安易な考えは絶対にやめましょう!



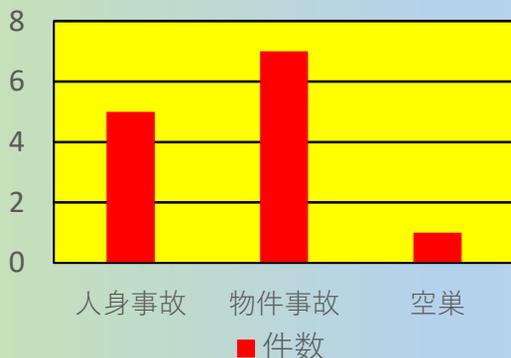
構駐在所管内 事件事故の発生状況 R4.10.1~R4.11.30

○ 事件について

空き家に対する空巣事件が発生しています。施錠を徹底するとともに、貴重品の管理をしっかり行う等、防犯意識を高めましょう。

○ 事故について

降雪や路面の凍結等、冬は運転するのに非常に危険な季節です。必要に応じてチェーンを装着する等、いつも以上に事故防止を心掛けましょう。



駐在所員より

田川に赴任して3年が経ちました。慣れない土地で最初は戸惑うこともありましたが、多くの方々に支えられ、平穩無事に暮らせています。子どもたちもすっかり田川に馴染み、筑豊弁をバリバリに使いこなしています。今年も家族とともどもよろしくお願ひ致します。